平成２９年（フ）第１４９号
山口県下関市関西本町５番７号
債務者　小峰　志保
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
山口市吉敷赤田３丁目１番７号　プランドールⅡＡ101号
債務者　濱野　　豊
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
山口県防府市迫戸町21番18号
債務者　菅井　　勉
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７５７号
東京都新宿区大久保２丁目17―20　グローリア初穂新宿Ⅱ　106
債務者　坂本　英機
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７５８号
東京都板橋区大和町26―10―303
債務者　石川佳奈恵
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７６１号
東京都江戸川区南葛西１丁目２―19　コーポサイトウ１
債務者　小熊　裕美（旧姓高城・丸田）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７６３号
東京都小平市花小金井南町２丁目５―16―102
債務者　高倉　良江
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７６６号
東京都江戸川区東瑞江２丁目52―203
債務者　古川　祐介
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７０号
神奈川県横浜市西区中央２丁目36―４―203
債務者　濱田　　亮
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７１号
東京都立川市柏町３丁目45―１―101
債務者　名和　長顕
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７５号
東京都墨田区墨田１丁目４―５―901
債務者　稲垣メリージョイこと　イナガキ　メリー　ジョイ　バウティスタ
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７９号
東京都江戸川区船堀１丁目１―２―940
債務者　田熊　和雄
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７８３号
東京都昭島市東町３丁目９―４―208
債務者　今井　久子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７８４号
東京都板橋区志村１丁目20―８―101
債務者　横木　亜衣
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９１号
東京都江東区南砂２丁目３―３―405
債務者　石田　祐子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９７号
東京都江戸川区南葛西３丁目３―11―202
債務者　飯沼　朝子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部